

平成25年労第190号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月に下水処理場の運営管理を行う会社Aに派遣社員として入社し、B県C市所在のD処理場に配属され、汚泥処理施設の管理運営業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月には、会社Aと同業者で同じ処理場内に事務所を置くE会社のC市F事業所に転籍出向となり、処理場の所長として勤務を継続していた。

請求人によれば、処理場の業務は長時間拘束を伴う上、平成23年3月11日に発生した東日本大震災後の対応や年度末処理業務の多忙、さらにベテラン社員の退職などにより業務負担が増大し、そのため精神症状を自覚したとして、平成〇年〇月〇日にG病院に受診したところ、「うつ病（以下「本件疾病」という。）」と診断された。

請求人は、業務上の事由により本件疾病を発病したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した本件疾病が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病について、主治医であるH医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月頃から症状が出現している旨を述べており、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）も、これを受けて同時期に精神症状を窺わせる状態がみられるようになったとして、平成〇年〇月頃「F 3 2 うつ病エピソード」を発病したと判断しており、当審査会としても、請求人に現れた症状とその経緯からみて、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の精神障害発病前おおむね6か月における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」

という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人は、業務により心理的負荷をもたらした出来事として、まず、平成〇年〇月〇日に水路から水が漏れ出すというトラブルが発生したことを主張する。同トラブルについて、請求人は、後日、C市の職員に対して謝罪するとともに始末書を提出した事実が認められるが、トラブルの原因は請求人自身の不手際ではなく施設作業員の作業懈怠であったものであり、Iによると、C市の職員もさほど問題ではないという趣旨の返答をしたとのことであり、会社の維持管理業務日誌にも同事故に係る報告の記載もない程度のことであることから、当審査会としては、心理的負荷をもたらすほどの出来事であるとは言えないものと判断する。

(イ) 請求人は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災後の計画停電に備えるため、手順書を作成する必要がある、1週間連続勤務する等過重な負荷があったと述べている。この点、確かに勤務管理表からみても、この時期の請求人の労働時間は長かったことが認められるが、Iによると「私が作るとして、マニュアルの作成に専念できるとすれば、1日ぐらいだと思います。」と述べており、また、当審査会において、請求人提出のCD-Rから「計画停電作業手順書 J」と書かれた文書及び写真資料等を精査してみたところ、当該文書の分量はA4用紙2枚を少し超える程度であり、仮にその内容について相当程度の検討が必要であったとしても、1週間かかりきりになるほどの困難な作業であったとは判断できず、その他資料を含めても過重な時間外労働を要するほどのものとは認めがたい。さらに、請求人は、要旨、「同時期に人事異動があり未経験者が配属されたため、新人教育を行う必要が生じ、必要に応じて休日出勤もした」と述べているが、Iによると、「研修は1、2週間あるが、新人が来たことでシフトの回数が増えるとか、休日出勤をしなければならないということにはなかった。と述べており、通常業務に付加される職務が生じたとしても、そのことにより肉体的ないしは精神的に大きな負荷をもたらすことになったとは判断できない。当審査会としては、いずれの出来事も請求人に対して業務による過

重な負荷をもたらすほどの出来事とは言えないものとするが、これらの出来事はほぼ同時期に発生しており、またこの時期（平成〇年〇月期）の時間外労働時間数は96時間とかなりの時間数に達していることからみて、「認定基準別表1」に照らし、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当すると判断する。しかしながら、上記のとおり、請求人の労働時間の増加をもたらすことはあったものの、出来事としては仕事内容及び仕事量の大きな変化とは言い難く、心理的負荷の強度の総合評価は「中」と判断する。

(ウ) 請求人の勤務時間は、平日は午後5時から翌日の午前8時45分までの15時間45分、土日祭日は午前8時30分から翌日の午前8時45分までの24時間勤務となっており、そのうち午後10時から翌日の午前6時までの8時間については休憩時間として仮眠が許されていた。会社提出の「D処理場休日・夜間管理業務委託」によると、請求人は、平日夜間勤務を週3回、土日祭日の24時間勤務を月2～3回行っており、その勤務頻度は施設に所属する他の労働者と同じものであると認められる。請求人の発病前おおむね6か月の時間外労働時間数をみると、ローテーションによる規則的な勤務であるためか、上記の震災時対応をした時期を除くと、ほぼ56時間程度（発病前の3か月目は16時間）で一致している。上記のとおり、震災時対応を行った平成〇年〇月期はかなり時間外労働時間が増加していることが認められるものの、長期にわたって恒常的な長時間労働が行われたとは評価できないものである。さらに、労働の内容についてみると、請求人の上司であるKは、「ずっとモニターを監視している必要はなく、点検時間以外の時間は概ね休憩時間に近い」と述べており、また、Iも「実際に雨水に対応した回数は、月に1回あるかないかのように思う。ポンプ操作は、月に4、5回くらいだと思う。」と述べており、具体的な作業に従事する時間は少なかったものと認められる。この点は、請求人自身も、会社に対して監視・断続労働の適用許可を取るよう強く進めていた旨主張しており、当該作業が監視・断続労働といえる程度の労働密度が稀薄なものであったことを自認していることから明らかである。なお、請求人は、雨水の対応回数をもっと多かったこと等の主張を行うが、仮に季節により雨水への対応回数が多かったとしても心身に過重な負荷をもたらす

業務であるとは言い難いことから、これを採用することはできない。したがって、請求人の労働時間の評価としては、一定の時間外労働時間の存在は認められるものの、恒常的な長時間労働とは言えない。しかしながら、80時間以上となった月もあることから、一応「認定基準別表1」の「③仕事の量・質」具体的出来事「1か月に80時間以上の時間外労働時間を行った」（平均的心理的負荷の強度「Ⅱ」）に照らして評価したが、当該労働の密度の低さからみて、その心理的負荷の強度の総合評価は「弱」であると判断することが相当である。

(エ) 以上のとおり、請求人の精神障害の発病に関与した可能性のある業務による出来事については、大震災の事後対応等に伴う業務内容の変化が「中」であり、その他の時期を含めた時間外労働時間数を評価したものが「弱」であることから、全体評価として「強」には至らないものであることは明らかである。

(4) 請求人の個体側要因について、請求人は、平成〇年にAで作業を行っている際に動悸等の症状が出て、「適応障害」を発病したとしている。また、それ以前の職場についても「残業が多い」、「仕事がきつい」等の理由で転職をした旨を述べていることから、専門部会は、請求人が仕事に対して不満を持つ傾向にあると指摘している。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。